

第四次地域管理経営計画書

(第二次変更計画)

(大槌・気仙川森林計画区)

計 画 期 間	自	平成 2 2 年 4 月 1 日
	至	平成 2 7 年 3 月 3 1 日

(第一次変更 平成 2 3 年 3 月)

(第二次変更 平成 2 4 年 3 月)

東北森林管理局

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成 11 年農林水産省訓令第 2 号）第 6 条第 8 項に基づき変更するものである。

- 1 地域管理経営計画書、国有林野施業実施計画書及び伐採造林計画簿作成様式について（平成 11 年 1 月 29 日付け林野経第 4 号林野庁長官通達）一部改正により変更するものである。
- 2 効率的な路網整備の推進のため路線計画を変更する。

【変更項目及び頁】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
（2）機能類型に応じた管理経営に関する事項	1
（4）主要事業の実施に関する事項	2
④ 林道の開設及び改良の総量	
別表 1 ～ 6	3

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、公益的機能の発揮に重点を置きつつ、さらに多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮するとともに、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していく。

具体的には、森林整備の積極的な推進を図りながら、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意し、当計画区の国有林野を国土保全や水源の涵養を目的とする「水土保全林」、貴重な生態系の維持・保存や森林レクリエーション利用等を目的とする「森林と人との共生林」及び木材を安定的かつ効率的に供給する「資源の循環利用林」の3つに分け、さらに国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意し、下記の図のとおり「水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「森林の有する土地に関する災害防止機能、土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を機能類型に応じてそれぞれ明記する。

また、林相の維持・改良等に必要な施業の結果、伐採・産出される木材の有効利用、及び機能発揮に支障を及ぼさない範囲で、齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域のニーズに応じて必要な主伐を計画的に行い、伐採木を供給していく。

国有林の機能類型と公益的機能別施業森林の対応

機 能 類 型		公 益 的 機 能 別 施 業 森 林		
水 土 保 全 林	国 土 保 全 タイ プ	水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (立地条件により除外する場合もある。)	森林の有する土地に関する災害防止機能、土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (対象区域は、別表1のとおり)	快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (対象区域は、別表2のとおり)
	水 源 涵 養 タイ プ			
森 林 と 人 と の 共 生 林	自 然 維 持 タイ プ		保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (対象区域は、別表3のとおり)	森林の有する土地に関する災害防止機能、土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (対象区域は、別表4のとおり)(立地条件により区分する場合がある。)
	森 林 空 間 利 用 タイ プ		保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (対象区域は、別表5のとおり)	森林の有する土地に関する災害防止機能、土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (対象区域は、別表6のとおり)(立地条件により区分する場合がある。)
資 源 の 循 環 利 用 林				

(注)分収林・共用林野については、契約等に基づく取扱いとする。

(4) 主要事業の実施に関する事項

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
計	14	9,250	10	1,495